

# 特定非営利活動法人 全国骨髄バンク推進連絡協議会

## 東日本大震災 被災患者支援基金設置規程

制定 2011年4月5日

改正 2011年4月17日

改正 2011年7月17日

### 第1章 総 則

#### (基金の設置)

第1条 特定非営利活動法人全国骨髄バンク推進連絡協議会（以下「協議会」という。）に「東日本大震災 被災患者支援基金（以下「基金」という。）」を2011年4月1日から2012年3月31日の1年間設置する。

2012年3月31日時点で基金にその残額があり、社会情勢が継続を必要とする場合は協議会理事会において継続の可否について判断を行う。以降基金の継続については1年毎に同様に見直す。

継続しない場合においては、基金残額は「佐藤きち子患者支援基金」に繰り入れることとする。

#### (基金の目的)

第2条 この基金は2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震、関連する余震で被災、もしくは福島第一原子力発電所の事故に伴い避難を余儀なくされている造血幹細胞移植の対象疾患の患者のうち、収入が著しく減少もしくは途絶したために治療に必要な財源の確保が困難な申請者に対し経済的な支援として給付を行うことを目的とする。

#### (基金の管理)

第3条 この基金の管理は協議会が行う。

2 協議会は、この基金に関する会計を一般会計と区分して行わなければならない。

3 協議会は、一般に広く呼びかける等の方法によりこの基金の積み増しに努めなければならない。

4 協議会は、この基金の管理及び運営に関し必要な費用を予算に基づき支出するものとする。

#### (運営委員会の設置)

第4条 この基金を運営するため、協議会に「東日本大震災 被災患者支援基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）」を置く。運営委員会の役割として、「支援給付金の給付」についての審査及びその他運営を行う。

#### (運営委員長)

第5条 運営委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は理事会において互選された担当理事をもって充てる。
- 3 委員長は、運営委員会の議長となり運営委員会を代表する。
- 4 委員長は、この基金の運営状況のうち重要または異例な事項を理事会に報告しなければならない。
- 5 委員長は、理事会の承認を得て運営委員会委員（以下「委員」という。）のなかから副委員長を指名するものとする。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

#### （運営委員）

第6条 委員は、担当理事及び骨髄バンク関係者の他、法律家、医師、会計の専門家、社会福祉関係者の中から選出した者について、理事会の承認を得て理事長が任命する。

- 2 委員の定数は、~~45~~名以上10名以内とする。
- 3 委員の任期は、2011年4月1日から2012年3月31日までの1年間とする。ただし、基金の運営が2012年4月以降継続となる場合は再任を妨げない。なお、任期満了時に審査継続中の案件がある場合、当該案件に限り審査が終了するまでその職務を行わなければならない。
- 4 委員は、職務上知り得た申請者等の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。
- 5 委員は、職務に関係し次の各号に掲げる活動を行う場合には、予め委員長の承認を得なければならない。ただし、協議会の依頼に基づく活動についてはこれを要しない。
  - (1) 講演及び原稿執筆活動
  - (2) 協議会の事業に関する団体の役員等への就任
  - (3) 前各号に順ずる活動
- 6 理事長は、委員が次の各号の事由に該当する場合には、理事会の承認を得てその委員を解任することができる。
  - (1) 委員が自ら辞任を申し出たとき
  - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき
  - (3) 職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があったとき

## 第2章 患者支援金の給付

### （患者に対する経済的な支援）

第7条 第2条に定める患者に対する経済的な支援は、患者支援金の給付をもってこれを行う。

### （支援の対象となる者）

第8条 経済的な支援の対象となる者は、東日本大震災において、罹災・被災した者のうち運営委員会が、援助する必要があると認めた患者またはその家族とする。

- 2 給付対象としては在宅・通院・入院により治療する必要のある患者、その家族とする。

### （支援の範囲）

第9条 経済的な支援の範囲は、患者負担となる医療費、医療にともなう交通費その他の

費用及び生活費とする。ただし、公的制度、医療機関、民間団体等により給付・援助・減免される費用を除く。

(給付限度額)

第10条 患者支援金の給付額は、原則として1件あたり30万円を上限とし、複数回給付を受ける者については患者1人につき総額50万円を超えない額とする。

2 但し、造血細胞移植を受ける患者にあっては、1件あたりの上限を50万円とする。

(給付申請手続き)

第11条 この基金による経済的な支援を希望する者は、別に定める申請用紙に必要事項を記入し、主治医の推薦書及び地方公共団体が発行する罹災証明書もしくは被災証明書、被災の状況・収入の状況等（提出できない場合は申請書への記入のみでも可）を添付のうえ、運営委員会に申請しなければならない。

(申請に対する審査)

第12条 前条の申請があった場合、委員長は速やかに各運営委員に対して、情報提供を行い、審査の作業を開始しなければならない。

2 各運営委員は、協同して必要な調査及び審査を行い、申請を受理してから2週間以内に給付額を決定し、運営委員長より文書をもって申請者に通知しなければならない。

3 各運営委員相互の連絡は、原則として電子メール、ファクシミリ等の通信方法により行うこととする。

(患者支援金の給付)

第13条 運営委員会は、給付額を決定した場合は、申請者に対し速やかに患者支援金を給付しなければならない。

(患者支援金の返還等)

第14条 患者支援金の給付の後、申請に不正のあることが判明した場合、運営委員会は申請者に対して給付額の返還を請求することができる。

2 給付を受けた金額に余剰金が発生した場合、継続して治療が必要とされる場合は、これに充当することとし、実績報告時に併せて報告を行うこととする。

3 治療が完結するなど、余剰金が必要でない場合は、本基金に対して返還することとする。

(受給者の報告義務)

第15条 患者支援金の給付を受けた者は、給付を受けた日から6か月以内に、患者支援金の使途に関する報告書を運営委員会に提出しなければならない。

(規程の改廃)

第16条 本規程の改廃については、理事会決議にて決定するものとする。

附 則

この規程は、2011年4月5日から施行する。

附 則 (2011年4月17日改正)

この規程は、2011年4月17日から改正施行する。

附 則 (2011年7月17日改正)

この規程は、2011年7月17日から改正施行する。